

### 会計年度任用職員の3年公募の運用見直し決断を 2024年10月23日 決算特別委員会 池田市議



札幌市の非正規職員として雇用されている会計年度任用職員は、地方自治体の業務に必要な「地方公務員」ですが、正規職員と同じ働き方をしても賃金水準などで格差が生じています。札幌市の場合、原則1年任期で2回の更新が認められ、最長3年の勤務が可能ですが、それを過ぎれば公募となり不安定な働き方を強いられています。

人事院は6月、国の非正規公務員について、更新は連続2回としてきた公募によらない再任用の原則を、人材獲得

競争が熾烈（しれつ）で安定的な人材確保ができない弊害があるとして撤廃。これを受けて総務省も、会計年度任用職員制度の導入などに向けた事務処理マニュアルから、3年公募に関する例示と記載部分を削除しました。こうした国が勤務期間の上限撤廃により、東京都ではすでに7割の自治体が同様に上限を撤廃する対応に乗り出しています。

池田市議は、「市として、どのように対応されていくのか」と質問。保木一成職員部長は、「国のマニュアル改正を受け、市の制度運用の実態や他都市の検討状況を踏まえつつ、適正な制度となるように努めてまいります」と答弁しました。池田市議が重ねて、適正な制度に向けた取り組みという答弁は、「3年公募制の廃止に向けても検討」なのかと確認。市が同じ答弁を繰り返したため、「不利益とならないように早急に検討すべき」と

求めました。

札幌市で働く会計年度任用職員は全職員の19.3%・約2割を占め、23年度でフルタイムが107人、パートが4318人の計4425人にのぼります。令和5年度は、同一部局での任用期間が3年に到達したことによる任用限度を迎えた会計年度任用職員は約420人で、うち他の部署で任用となったのは約270人、離職した職員は約150人でした。

池田市議は「(150人の離職者の中には)雇止めになった、あるいは公募期間満了をまたず自己都合で退職した方もいるはず」「退職理由をつかんでいるのか」と質問。市として任用期間を終えて離職する方に離職の理由は聞いていないことがわかり、市が正規職員を対象に実施した、労働環境の改善のためのアンケート調査を、会計年度任用職員へも広げることや、働いている職員の不利益にならない立場で見直し作業を進めるよう強く求めました。

### こども誰でも通園制度／本格実施へ制度的に問題点多く、改善必要 2024年10月21日 決算特別委員会 池田市議

26年後の全国導入を見据え、札幌市は8月から「こども誰でも通園制度」の試行的事業を実施しています。

保護者の就労状況に関係なく、保育所等にお子さんを預けることや保育士等に育児相談ができるという、利便性が押し出されていますが、保育関係者や保護者からは、現在の通常保育でおこなわれている「慣らし保育」により保育士と子どもの信頼関係を育む時間がとれなくなり、現場の負担が大きくなると疑問や不安の声があがっています。

池田市議の、「少しでも子どもの負担や保育現場の負担を軽減する対応が必要ではないか」「子どもの受入はどのように対応されているのか」との質問に、市は「子どもが新しい環境に慣れるための

親子通園という仕組み」があると答弁しました。「親子通園」が試行的事業で実施されているものの、本格実施では、可能とされているだけで、必ず実施される保障はありません。さらに保育園への事前登録、事前面談の義務もなく、利用者は事業者と直接契約をおこなうため、市が調整をおこなう仕組みはなく、契約に関与することもありません。

池田議員は、本格実施では国の基準に縛られ、自治体には現場や保護者の様々な意見や要望に対応していく裁量はなくなるため、保育現場での対応が困難になると指摘。受け入れにあたって、「通園制度に係る配置基準はどうなっているのか」「保育の安全を確保するためにどのような対応を考えているのか」と質問し

ました。

伊藤弘己子育て支援部長は、「(試行的事業について)子どもの人数に対する保育士の割合は通常の保育や一時預かり事業と同様となっている」と答弁。しかし、試行的事業は、これまでの通常保育と同等の基準とされているものの、本格実施では、現在の試行段階で実施されている基準は適用されないばかりか、運営主体が営利企業でも参入が可能となります。

また、現在の試行的段階で様々な問題点が十分に検証されるのかは、極めて不透明であり、池田市議は、「(自治体を中心となって)子育て世帯や地域事業者の意見を聞きながら保育の充実を図ること」を求めました。